

川越市附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、附属機関及び懇談会等の設置、運営等に関し、公正を確保するとともに、その効率化を図るために準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例により設置する機関をいう。

2 この指針において「懇談会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により、市民、関係団体、学識経験者等に参集を求めて実施する会議、会合等をいう。ただし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 市職員のみで構成するもの
- (2) 市の業務の執行等に当たり、関係者又は関係団体間の連絡調整を図ることを主な目的として実施するもの
- (3) 市と関係団体等が主にイベント等の特定の事業を実施するために組織するもの

第2章 附属機関

(設置に係る留意事項)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の意見の反映、専門的な知識の導入等が必要な場合であって、個別の意見聴取を行うだけでは不十分であり、かつ公聴会、タウンミーティング、アンケート等の他の手段で対応することが困難であるときに限ること。
- (2) 行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の見地から必要な

ものに限ること。

- (3) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似せず、かつ所掌事務が重複しないものに限ること。

(委員の選任)

第4条 附属機関の委員の選任については、法令等に定めがある場合を除き、その設置目的に応じて、市民の幅広い意見及び専門的な観点からの意見を反映させるとともに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 委員の定数は、原則として20人以内とする。
- (2) 委員の一部は、公募により選任するよう努めるものとする。委員の公募方法その他公募に関し必要な事項は、別に定める。
- (3) 川越市審議会等における女性委員の登用の推進に関する要綱第3条に掲げる女性委員の登用率の目標を達成するよう積極的に女性委員の選任に努めるものとする。
- (4) 委員は、年齢構成に偏りがないう配慮し、幅広い年齢層から選任するよう努めるものとする。
- (5) 市職員は、原則として委員に選任しない。
- (6) 委員の任期は、原則として2年以内とする。
- (7) 委員を再任する場合における当該委員の在任期間は、法令の規定により職指定等で選任されるものを除き、10年を上限とする。
- (8) 一人の委員が兼ねることができる附属機関の委員の職の数は、5を上限とする。
- (9) 附属機関の所掌事務について特別の利害関係を有し、当該附属機関の公正性を損なうおそれがある者は、委員に選任しない。

2 附属機関の委員に選任しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前項第7号及び第8号の規定は適用しない。

- (1) 附属機関の審議、調査等の内容に密接な関係を有する団体等の代表者又はこれに準ずると認められる者であって、実質的な審議、調査等

を行う上で欠くことができないとき。

- (2) 附属機関の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有している等の理由により、他の者に替えることができないとき。

(委員の報酬額)

第5条 附属機関の委員の報酬額を定めようとするときは、川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第3号）及び川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成26年規則第52号）に規定する既存の附属機関の委員の報酬額との均衡を失しないよう定めるものとする。

(下部機関の設置)

第6条 附属機関の弾力的かつ機動的な運営を図るため、必要に応じて附属機関に下部機関（分科会又は部会）を設置することができる。

(会議の運営)

第7条 附属機関の会議は、必要に応じてWEB会議システム（インターネットなどのネットワークを通じて、遠隔拠点と映像、音声によるコミュニケーションを行うためのツール）を利用する方法（以下、「オンライン」という。以下同じ。）で会議を開催することができる。この場合において、オンラインにより会議に出席した委員は、会議に出席したものとする。

- 2 前項に定めるもののほかオンラインによる会議の開催に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 附属機関の会議は、原則として公開するものとする。会議の公開方法その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 附属機関の会議の資料は、原則として会議の開催前に委員に配布し、委員が事前に検討できる十分な期間を設ける等審議の活性化や会議運営の効率化を図るための工夫に努めるものとする。

(見直し)

第 8 条 附属機関の庶務を担当する課等の長（以下「所管課長等」という。）

は、常にこの指針により附属機関を点検し、その合理的な運営に努めるものとする。

2 所管課長等は、所管に係る附属機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、その廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたと認められる場合
- (2) 社会情勢や市民ニーズの変化等により必要性が低下した場合
- (3) 定例的な報告等の形式的開催が主であり、活動が活発でない場合
- (4) 設置目的又は所掌事務が他の附属機関と類似し、又は重複している場合

（管理）

第 9 条 附属機関の状況を把握するために、行政改革推進課において附属機関に関する情報を一元管理する。

2 所管課長等は、新たに附属機関を設置しようとするときは、附属機関の設置等に関する報告書（様式第 1 号）により、その旨を行政改革推進課長に報告するものとする。

3 所管課長等は、附属機関の廃止又は統合をしようとするときは、附属機関等の廃止・統合に関する報告書（様式第 2 号）により、その旨を行政改革推進課長に報告するものとする。

4 所管課長等は、附属機関の委員の選任その他の異動があったときは、速やかに附属機関等の委員に関する報告書（様式第 3 号）により行政改革推進課長に報告するものとする。

第 3 章 懇談会等

（運用）

第 10 条 懇談会等に係る要綱等の制定及び懇談会等の実施に当たっては、附属機関であるとの誤解を招かないよう次の各号に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 懇談会等は、合議制の機関ではないため、会議体としての意思を表

明し、又は意思決定の手続きを行わないこと。

(2) 懇談会等の名称については、「審議会」、「審査会」、「調査会」等を用いないこと。

(3) 懇談会等の目的については、「審議」、「審査」、「諮問」、「調査」、「答申」、「建議」等の表現を用いないこと。

(4) 懇談会等の委員に対し、「委嘱」、「任命」等を行わないこと。

2 前項の要綱等を定めるに当たっては、合議により行政改革推進課長及び総務課長の承認を得なければならない。また、懇談会等の実施に当たりその委員等に対し報償金を支払う必要がある場合には、あらかじめその額につき合議により職員課長の承認を得て定めなければならない。

(準用)

第 1 1 条 第 3 条、第 4 条（同条第 1 項第 8 号を除く。）、第 5 条及び第 7 条から第 9 条までの規定は、懇談会等に準用する。

附 則（平成 2 6 年 6 月 2 4 日決裁）

この指針は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日決裁）

この指針は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日決裁）

この指針は、決裁の日から施行する。